



与党・税制改正大綱の ポイント【個人編】

制度調査部
齋藤 純

所得税、個人住民税の改正項目

【要約】

与党税制改正協議会が、12月15日、「平成18年度税制改正大綱」を公表した。定率減税の全廃や不動産取引に係る登録免許税の減税措置の廃止など、当初から増税項目が目立っていたが、直前になってたばこ税の増税が盛り込まれたことから、増税額は2兆円超に膨らんだ。

本稿では、個人に係る改正のうち、所得税・個人住民税の税構造の見直し、税率構造の見直しに伴う税額控除の創設、定率減税の全廃、地震保険料を対象とする所得控除の創設、耐震改修工事に伴う所得税の軽減、特定口座の見直しなどを解説する。

与党税制協議会は、2005年12月15日、「平成18年度税制改正大綱」を公表した。大きな改正としては、三位一体改革の一環としての所得税・個人住民税の税率構造の見直し及びそれに伴う税額控除等の創設、会社法の制定に対応する税制の見直し、組織再編税制の見直しなどがある。

本稿では、個人に係る改正項目を解説する。個人に係る主な改正項目は、以下の通りである。

所得税・個人住民税関係

- ・税率構造の見直し
- ・税率構造の見直しに伴う税額控除の創設
- ・税率構造の見直しにより住宅ローン減税の控除額が減少する者への対応
- ・定率減税の廃止
- ・損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設
- ・寄附金控除の見直し
- ・耐震改修工事費用に係る税額控除の創設
- ・特定口座の見直し
- ・「非永住者」制度の見直し

(以上、本稿で解説)

相続税の物納

固定資産税

酒税

たばこ税

環境税

その他

2005 年度改正における定率減税の半減に続き、今回の改正で定率減税の全廃と国から地方への税源移譲などが実現したように、税財政改革は政府・与党が示している方針に合致した形で進行している。この流れで行くと、2007 年度には消費税率の引上げが待ち受けることになる。消費税率を引き上げるとした場合、個人所得課税(所得税・個人住民税)等で税負担の調整が図られるのかなど、税体系全体がどのようにデザインされるのかが注目される。

今後の税制改正のスケジュール

大綱は、2006 年度税制改正の原案にあたるものである。内容の確定までには、国会での法改正の手続きを経る必要がある。例年通り手続きが進めば、今後の流れは下表のようになる。

図表 1 今後の税制改正のスケジュール

2005 年	12 月 15 日	与党税制協議会「平成 18 年度税制改正大綱」
	12 月中	財務省「平成 18 年度税制改正の大綱」
2006 年	1 月中旬	「平成 18 年度税制改正の要綱」を閣議決定
	1 月末	通常国会に税制改正法案を提出
	3 月末	税制改正法成立

所得税・個人住民税

1. 税率構造の見直し(所得税・個人住民税共通)

ポイント

いわゆる三位一体改革の一環として、所得税及び個人住民税の税率構造の見直しを行う。

個人住民税の税率は一律 10% に、所得税の税率は税率構造の見直しの前後で税負担を増減させないとの観点から、現在の 4 段階の税率(10、20、30、37%)から、6 段階(5、10、20、23、33、40%)に変更する。

いわゆる三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、所得税及び個人住民税の税率構造が見直される。

まず、個人住民税の税率は一律 10% にフラット化される。現行の個人住民税の税率は 5、10、13% の 3 段階であるため、個人住民税だけで見ると、低所得者層(現在税率 5% が適用されている層)では増税に、高所得者層(同 13% が適用されている層)では減税となる。

ただし、税率構造の見直しでは、見直しの前後で所得税・個人住民税合計の税負担が増減しないことを原則としている。このため、個人住民税率のフラット化による税負担の増減を調整するために、所得税の税率も見直される。

具体的には、個人住民税の税率が 5% から 10% に上昇する部分については、所得税に新たに 5% の税率を設定することで対応。逆に、個人住民税の税率が 13% から 10% に引き下げられる部分については、現在税率 20% とされている所得の一部を 23% に引き上げるほか、現在 30% の税率を 33%、37% の税率を 40% とすることとしている。2007 年分の所得税及び 2007 年度分の個人住民税から適用される。

また、現在は、所得税よりも個人住民税の課税最低限が低いことから、給与収入 270 万円～325 万円の部分については所得税の減税効果はなく、個人住民税の税率引上げ分(5% 10%)だけ、税負担が増加する。このために、個人住民税では新しく税額控除制度を設け、調整することとしている

(新設される税額控除制度については、「2. 税率構造の見直しに伴う税額控除の創設(個人住民税)」を参照)。

図表2 所得税・個人住民税の税率(現行)

[所得税]

課税所得	税率
330万円以下	10%
330万円超 900万円以下	20%
900万円超 1,800万円以下	30%
1,800万円超	37%

[個人住民税]

課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

図表3 所得税・個人住民税の税率(改正案)

[所得税]

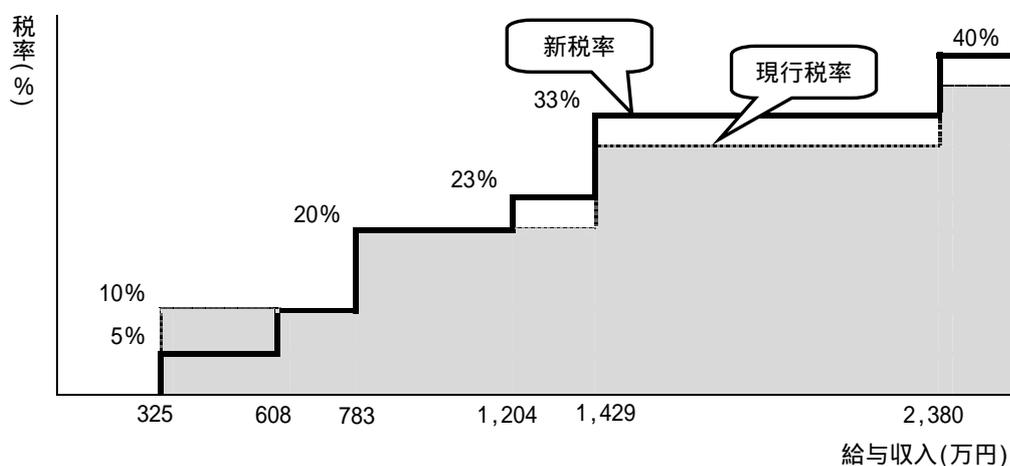
課税所得	税率
200万円以下	5%
200万円超 700万円以下	10%
700万円超	13%

[個人住民税]

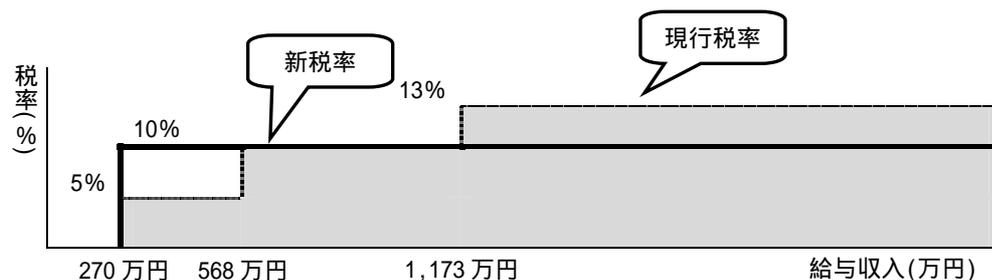
課税所得	税率
全所得	10%

内訳は、道府県民税4%、市町村民税6%。

図表4 改正前後での税率の比較(所得税)



図表5 改正前後での税率の比較(個人住民税)



2. 税率構造の見直しに伴う税額控除の創設(個人住民税)

ポイント

上記1.による税率構造の見直しだけでは、一部で税負担が増加することとなるため、その調整措置として、個人住民税に新たな税額控除を設ける。

所得税及び個人住民税の税率構造の見直しでは、前述したように、見直しの前後で所得税及び個人住民税合計での税負担が増減しないことを原則としている。ただし、個人住民税の税率が10%にフラット化されることに対応して所得税率を上記1.のように調整するだけでは、一部で税負担が増加してしまう。その理由としては、次の2点が考えられる。

- ・所得税における所得控除(人的控除)は個人住民税の所得控除(人的控除)よりも控除額が大きい。
- ・所得税よりも個人住民税の課税最低限が低い。現在、所得税は非課税で個人住民税のみ課されている層(年間給与収入金額が270万円～325万円の層)では、所得税はこれまでと同様に非課税であるが、個人住民税率は10%に引き上げられるため。

このため大綱では、個人住民税に次のような税額控除を創設することとしている。

個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次のa.又はb.のいずれか小さい額の5%を控除する

- 所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額
- 個人住民税の課税所得金額

個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合

次の金額の5%を控除する(算出した金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除)

(所得税と個人住民税の人的控除額の差の合計額) - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)

この税額控除は、2007年度分の個人住民税から適用される。

3. 税率構造の見直しにより住宅ローン減税の控除額が減少する者への対応(個人住民税)

ポイント

所得税及び個人住民税の税率構造の見直しに伴い住宅ローン減税の効果が低減するケースがあるため、個人住民税に新たな税額控除を設ける。

住宅ローン減税は、所得税のみ設けられている特例であるため、所得税及び個人住民税の税率構造の見直しに伴い、所得税率が引き下げられ、個人住民税率が引き上げられる所得層では、住宅ローン減税による減税効果が低減する一方で、それに見合う減税効果を得られない状況が生じる。このため大綱では、個人住民税に新たな税額控除を設けることとしている。

新たな税額控除では、次の式により算出された金額を、翌年度分の個人住民税から控除することとしている。

$$\text{控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか小さい金額} \\ \cdot \text{当該年度分の住宅ローン減税額} \\ \cdot \text{当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額} \\ \quad \text{及び課税山林所得金額に改正前の税率を適用} \\ \quad \text{した場合の所得税額(住宅ローン減税適用前)} \end{array} \right) - \text{当該年分の所得税額(住宅ローン減税適用前)}$$

2007年分以降の所得税において住宅ローン減税の適用がある者(1999年から2006年までに入居した者に限る)を対象に適用される。

4. 定率減税の廃止(所得税・個人住民税共通)

ポイント

2006年からの半減に引き続き、2007年から定率減税を全廃する。

所得税に関しては2007年1月分の源泉徴収から、個人住民税所得割は2007年6月分の特別徴収から定率減税の適用がなくなる。

定率減税は、各年の所得税及び個人住民税所得割から一定率の税額控除を認めるもので、1999年度税制改正で、最高税率の引下げなどとともに“恒久的な減税”として導入された。現在は、所得税に関しては所得税額の20%(上限25万円)、個人住民税に関しては個人住民税所得割額の15%(上限4万円)が控除されているが、2005年度税制改正で、2006年から減税率を半減することが決定し、残り半分の取扱いはその後の景気動向を注視した上で判断することとされていた。

大綱では、定率減税の残り半分を2007年から廃止することとした。この場合、所得税に関しては2007年1月分の源泉徴収から、個人住民税所得割は2007年6月分の特別徴収から定率減税の適用がなくなる。

図表6 定率減税廃止のスケジュール(案)

	2005年		2006年		2007年	
			1月	6月	1月	6月
所得税	20% (年間上限25万円)		10% (年間上限12.5万円)		廃止	
個人住民税	15% (年間上限4万円)		7.5% (年間上限2万円)		廃止	

(出所)大和総研制度調査部作成

図表7 定率減税廃止の影響

(単位:万円)

給与収入	夫婦2人			夫婦のみ		
	定率減税廃止後(a)	定率減税適用時(b)	(a) - (b)	定率減税廃止後(c)	定率減税適用時(d)	(c) - (d)
300万円	0.9	0.8	0.1	13.4	11.0	2.4
500万円	19.5	16.0	3.5	35.0	28.7	6.4
700万円	45.9	37.7	8.2	67.2	55.2	12.0
1,000万円	113.0	95.2	17.8	141.0	119.2	21.8
1,500万円	264.8	235.8	29.0	305.3	276.3	29.0

(出所)政府税制調査会資料を一部変更

5 . 損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設(所得税・個人住民税共通)

ポイント

所得税と個人住民税で認められている損害保険料控除を、地震保険に係る保険料のみの控除を認める地震保険料控除に衣替えする。

地震保険料控除の控除額は、所得税で最高 5 万円、個人住民税で最高 2.5 万円とする。

現在は、損害保険料控除として所得税では最高 1 万 5,000 円、個人住民税では最高 1 万円の所得控除が認められているが、大綱では、損害保険料控除を廃止し、新たに地震保険料控除を創設することとしている。控除額は、所得税が最高 5 万円、個人住民税が最高 2.5 万円となる。つまり、現在の損害保険料控除を廃止し、損害保険料控除よりも控除額を拡大した上で、今後は地震保険のみを対象とする所得控除に衣替えされるわけである。

現在の地震保険は火災保険に附帯する契約となるため、火災保険への加入が必要となる。新たに創設される地震保険料控除では、地震保険料の部分のみが対象となるものと思われる。

なお、これまで損害保険料控除の対象となっていた損害保険等のうち、2006 年 12 月末までに契約した長期損害保険契約等(地震保険料控除の適用を受けるものを除く)の保険料については、従来通り、損害保険料控除を認めることとする経過措置が盛り込まれている。この経過措置の適用を受ける場合の控除限度額は、地震保険料控除額と合わせて、所得税 5 万円、個人住民税 2.5 万円となる。

図表 8 生保・損保保険料控除の見直し

		控除額	
		現行	改正案
生命保険料控除	所得税	最高で 10 万円 〔・生命保険契約等の保険料につき最高 5 万円 ・個人年金保険契約等の保険料につき最高 5 万円〕	変更なし
	個人住民税	最高で 7 万円 〔・生命保険契約等の保険料につき最高 3.5 万円 ・個人年金保険契約等の保険料につき最高 3.5 万円〕	
損害保険料控除	所得税	最高で 1.5 万円	最高で 5 万円 (地震保険料控除のみ対象)
	個人住民税	最高で 1 万円	最高で 2.5 万円 (地震保険料控除のみ対象)

2006 年末までに契約した長期損害保険契約等の保険料については、従来通り、損害保険料控除が認められる。

6 . 寄附金控除の見直し(所得税)

ポイント

現在の所得税では一定の寄附金のうち 1 万円を超える部分について寄附金控除を認めているが、この適用下限額を 5,000 円に引き下げる。

現在の所得税では、国・地方公共団体、特定公益増進法人及び認定 NPO などに対する寄附金(特定寄附金)については、その寄附金¹から 1 万円を控除した額を対象に所得控除が認められている。

$$\text{寄附金控除額} = \text{その年に支出した特定寄附金の合計額} - 1 \text{万円}$$

つまり、1 万円未満の少額の寄附金については所得控除を認めない仕組みとなっているわけだが、これは、少額の寄附金について所得控除を認めることにより税務の執行が煩雑になることに配慮したものとされている。

大綱では、この寄附金控除の適用下限額(1 万円)の水準を 5,000 円に引き下げることにしている。

7 . 耐震改修工事費用に係る税額控除制度の創設(所得税)

ポイント

近年の地震災害等の頻発を踏まえ、居住用家屋の耐震改修工事を行った場合に、その工事費用の 10%相当額の税額控除制度を所得税に創設する。

新たに、居住用家屋の耐震改修を行った場合の税額控除制度が創設される。1981 年 5 月 31 日以前に建築された一定の家屋を対象に、耐震改修を行った場合には、その費用の 10%相当額(上限 20 万円)の税額控除が認められる。

2006 年 4 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までに、一定の区域内²で行われる、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修が対象とされる。

¹ 総所得金額等の 30%が限度。

² 「一定の区域内」とは、次に掲げる計画に定められた区域とされている。

- ・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画(住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る)
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震改修促進計画(住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限る)
- ・住宅耐震改修促進計画(地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、1981 年 5 月 31 日以前に建築された住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものをいう)

8 . 特定口座の見直し(所得税)

ポイント

投資家の承諾等を要件として、特定口座年間取引報告書の電磁的方法による交付を可能とする。

特定口座の残高がなくなり2年を経過した特定口座に関するみなし廃止措置について、一部見直しを行う。

大綱では、特定口座について、次の点を見直すこととしている。

特定口座年間取引報告書の電磁的方法による交付
特定口座のみなし廃止制度の見直し

特定口座年間取引報告書とは、特定口座を開設している投資家に対して交付される、特定口座での年間の取引状況を記載した報告書である。上記は、投資家の承諾等を要件に、特定口座年間取引報告書の電磁的方法による交付を認めることとするものである³。2007年1月1日以後に交付する特定口座年間取引報告書から適用される。

また、特定口座内に上場株式等の残高がなくなった場合、残高がなくなった日以後2年を経過した日の属する年の12月31日までに新たな取引が行われないと、当該特定口座について廃止届出書が提出されたものとみなされる。

上記は、特定口座の残高がなくなった日以後2年を経過した日の属する年の12月31日までに新たな取引が行われない場合でも、投資家が特定口座を継続する旨等を記載した届出書を証券会社に提出した場合には、翌年1月1日から2年間は特定口座を継続することとするものである。

9 . 「非永住者」制度の見直し(所得税)

ポイント

国外源泉所得の一部が課税所得の範囲から除外されることとなる「非永住者」制度について、その対象となる非永住者の定義を見直す。

現在の所得税法では、非永住者に対しては、国外に拠点を有する外国人にある程度の配慮を認めるとの観点から、国外源泉所得の一部については課税所得の範囲から除外している。

図表9 居住者・非永住者・非居住者の区分と課税所得の範囲

	定義	課税所得の範囲
居住者	国内に住所を有する故人、又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人	すべての所得(全世界所得)
非永住者	居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	国内源泉所得、及び国外源泉所得のうち国内で払われるか国外から送金されたもの
非居住者	居住者以外の個人	国内源泉所得

(出所)大和総研制度調査部作成

³ 特定口座を開設している投資家の請求があるときは、書面で特定口座年間取引報告書を交付しなければならない。

大綱では、非永住者の定義を、「居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年間のうち 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人」とすることとしている。2006 年 4 月 1 日以後の非永住者の判定から適用される。